

～認定制度の見直し概要～

認定	労働時間	男性育休	公表事項	関係法令に違反する 重大な事実 ＜各制度共通＞	その他
くるみん	①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満 かつ ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者ゼロ	①育休取得率7% 又は ②男性の育児目的休暇15%以上かつ育休取得者1人以上	公表事項なし (過去の実績を評価するものであり、現状を公表させるものではない)	①基準法等に違反して送検公表 ②均等法等で勧告 ③障促法で勧告公表 ④労働保険料未納 ⑤高齢法で勧告公表 ⑥派遣法で勧告公表 ⑦長時間労働等に関する重大な労働法令に違反し、是正意思なし ⑧労働基準関係法令の同一条項に複数回違反 ⑨違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名が公表	・法違反確認方法の見直し ・認定通知書に法令違反等があった場合速やかに申し出るよう明記 ・認定辞退制度の創設 等
プラチナくるみん	①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満 かつ ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者ゼロ	変更なし	労働時間数にかかると追加		
えるぼし	変更なし	基準なし (女性の活躍と直接的な関係性が薄いため基準が設定されず)	変更なし		
ユースエール	①正社員の所定外労働時間月平均が20時間以下 かつ ②月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員ゼロ	変更なし	変更なし		